

裾野市立小中学校 情報機器端末等導入事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和2年10月

裾野市

## 1. 趣旨

今年度より実施となる新学習指導要領においては、情報活用能力が社会の変化に対応し、生き抜くために必要な「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置づけられ、学習活動におけるICT機器の積極的な活用が求められている。

また、Society 5.0の時代を生きる多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するために、国が進めようとしているGIGAスクール構想では、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することが必要とされている。

裾野市では、一斉学習・個別学習・協働学習の各場面にICT機器を取り入れ、ICT知識技能の定着を図るとともに、一人ひとりの能力や特性に応じた学びを保障し、「学びの個別最適化」や「いつでも、どこでも、学べる」学習環境の改善を行うため、すべての小中学校にLTE通信が可能な情報機器を導入し、ICTを活用した学習環境を整備する。

そこで、端末及び通信回線を必要数提供することができ、あわせて導入にあたってのサポート、導入後の事業効果向上の視点を有する提案の募集を行うものである。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業の名称

裾野市立小中学校 情報機器端末等導入事業

### (2) 事業の場所

別紙「仕様書」のとおり

※「仕様書」は、参加表明書を受け付けた事業者へ送付します。(以下同じ)

### (3) 業務内容

#### ①情報機器端末(4,533台)の提供

- ・納入期限：令和3年3月31日(水) (機器の搬入及び調整作業完了まで)
- ・契約上限額：249,315,000円

#### ②LTE回線の提供(通信に付随する各種サービスの提供を含む)

- ・契約期間：契約締結後、発注者が指定する月より60ヶ月間
- ・契約上限額：別紙「仕様書」のとおり

## 3. 事務局

裾野市教育委員会 教育総務課

〒410-1102 静岡県裾野市佐野 1059

TEL：055-995-1837

FAX：055-995-1838

電子メール：syomu@city.susono.shizuoka.jp

## 4. 応募事業者の条件等

### (1) 応募資格

次の要件を全て満たしていることとします。

- ① 静岡県内に本社、支社、支店、又は営業所のいずれかを構え、運営管理拠点としての機能を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者。
- ⑤ 裾野市から指名停止を受けている期間中でない者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。また、裾野市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく資格停止処分を受けていない者。
- ⑦ LTE通信が可能な情報機器等の導入事業または類似する業務を国または地方公共団体から元請として受注した実績があること。
- ⑧ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、移動通信サービスを提供する電気通信役務を行うものであって、移動通信サービスに係る無線局を自ら開設、運用していること。

### (2) 応募に関する留意事項

- ① 応募事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③ 応募に関して使用する言語は日本語とし、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする他、通貨単位は円とします。
- ④ 応募事業者から実施要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書類等の著作権は、裾野市に帰属するものとします。
- ⑤ 提出された書類は、組織内で写しを作成し配布する場合があります。
- ⑥ 提出された書類について、裾野市情報公開条例の規定による請求があった場合は、原則として公開するものとします。
- ⑦ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由にかかわらず返却いたしません。
- ⑧ 裾野市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、裾野市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- ⑨ 提案書類提出日から契約者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とします。
  - (ア) 応募事業者が不渡手形又は、不渡小切手を出した場合
  - (イ) 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合

- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (カ) 著しく信義に反する行為があった場合

### (3) その他

- ① 裾野市が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ② 本実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

## 5. スケジュール

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、午前8時30分から午後5時00分までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1) プロポーザル実施要領等の公表 | 令和 2年 10月 2日 (金)  |
| (2) 参加表明書の提出期限     | 令和 2年 10月 7日 (水)  |
| (3) 参加資格審査結果の通知    | 令和 2年 10月 8日 (木)  |
| (4) 質問書の受付期限       | 令和 2年 10月 9日 (金)  |
| (5) 質問の回答          | 令和 2年 10月 12日 (月) |
| (6) 提案書の提出期限       | 令和 2年 10月 22日 (木) |
| (7) プレゼンテーション      | 令和 2年 10月 29日 (木) |
| (8) 審査結果通知・公表      | 令和 2年 11月 4日 (水)  |

## 6. 参加表明書の提出

- (1) 提出物      プロポーザル参加表明書 (様式第1号)
- (2) 提出方法      直接持参又は郵送
- (3) 提出場所      裾野市教育委員会 教育総務課  
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059  
TEL : 055-995-1837  
FAX : 055-995-1838  
電子メール : [syomu@city.susono.shizuoka.jp](mailto:syomu@city.susono.shizuoka.jp)
- (4) 提出期限      令和2年10月7日 (水) 午後5時まで (郵送は必着)

## 7. 参加資格審査結果の通知

参加条件を満たした申出者に通知します。

- (1) 結果通知日      令和2年10月8日 (木)
- (2) 通知方法      参加表明書に記載された連絡担当者に、電子メールにより通知します。

## 8. 質問書の受付と回答

- (1) 受付期限 令和2年10月9日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式第2号)により教育総務課へ電子メールで提出、表題は「【事業者名】裾野市立小中情報機器端末導入事業への質問」としてください。
- (3) 回答日 令和2年10月12日(月)
- (4) 回答方法 電子メールで回答します。

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 提案書(任意様式) 正本1部 副本6部
- ② 見積書(様式第3号) 正本1部

※「様式第3号」は、参加表明書を受け付けた事業者に送付します。

- (2) 提出場所 裾野市教育委員会 教育総務課  
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059

TEL : 055-995-1837

FAX : 055-995-1838

電子メール : [syomu@city.susono.shizuoka.jp](mailto:syomu@city.susono.shizuoka.jp)

- (3) 提出期限 令和2年10月22日(木) 午後5時まで

※提出期限までに提出のない事業者は、プロポーザルの参加を辞退したものとします。

### (4) 注意事項

- ① 提案書はA4判片面30枚以内とし、ページ番号をつけ、フラットファイルに編冊してください。ただし、会社の沿革及び組織についてはPR用のパンフレットでも可とします。
- ② 提案書は「審査基準」の評価項目及び評価内容の順に作成し、提案書各ページの左上に表記してください。  
※「審査基準」は、参加資格審査結果の通知(令和2年10月8日)と共に送付します。
- ③ 正本は、会社名入りとし、押印したものとします。(副本は社名を抜いてください。)
- ④ 各評価項目について記載してください。
- ⑤ 本事業の適正な履行に支障があると判断した場合には失格とする場合があります。
- ⑥ 押印する印鑑は、実印(法務局が証明する代表者の印鑑)とする。
- ⑦ 提出後の内容の変更及び追加、再提出、補正は認めません。
- ⑧ 提出された書類は返却しません。

### (5) 参加辞退届

参加表明書提出後に辞退をする場合は、参加辞退届(様式第4号)を提出してください。

※「様式第4号」は、参加表明書を受け付けた事業者に送付します。

## 10. 提案書の審査

裾野市立小中学校情報機器端末等導入事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選考を行います。

### （1）実施

提出された企画提案書に基づき、下記のとおり実施する。

- ・日 時 令和2年10月29日（木） 開始時刻は別途連絡します。  
※審査の順番は、提案書の受付順とします。
- ・場 所 別途通知します。
- ・時 間 プレゼンテーションとヒアリング含めて30分程度（説明20分、質疑10分とします）。
- ・出席者 3名以内（WEB会議等による追加参加は認める）
- ・説 明 事業者の説明は提案書により行うこと（追加資料は認めない）

### （2）失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① プレゼンテーション開始時刻までに来場しなかったとき
- ② 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

## 11. 審査結果

審査結果は11月4日（水）にプレゼンテーション参加者全員に通知し、最終審査結果については裾野市ホームページに公表します。

## 12. 契約

### （1）優先交渉権者の決定

裾野市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、合計評価点が最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

### （2）契約金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により市と随意契約を行います。

## 13. その他

### （1）事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

#### ① 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対し修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができます。

事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

② 市の債務不履行の場合

市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、事業者は契約を解除できることとします。

この場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できます。

(2) 消費税の取り扱い

法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降は変動後の税率により計算するものとします。

**14. 問い合わせ先**

裾野市教育委員会 教育総務課

住 所 静岡県裾野市佐野 1059

電 話 055-995-1837 F A X 055-995-1866

E-mail [syomu@city.susono.shizuoka.jp](mailto:syomu@city.susono.shizuoka.jp)